

都 区 の 考 え 方 対 比 表

単位:百万円

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方		按分の考え方	一般財源所要額
1	都が徴収する市町村税に係る徴収事務	概要	都が特別区の区域において、市町村税相当の地方税を賦課徴収する。		
		都	法令留保事務 市町村税相当の地方税に係る事務経費である。	市町村税相当分全額	51,293
		区	同上	同上	51,293
2	水道法に基づく事務(水道事業会計支出金)	概要	上水道の布設・管理、水の供給等を行う。		
		都	法令留保事務 公営水道事業は、一般的実態として市町村が行っているが、特別区の区域においては水道法第49条に基づき、都が行っている。	区域内経費全額	1,990
		区	同上 (但し、水源開発分を除く。)	同上	1,562
3	工業用水道事業(工業用水道事業会計支出金)	概要	工業用水の供給等を行う。		
		都	水道事業の一環であり、水道事業と同様の考え方による。	区域内経費全額	955
		区	全国的な道府県と市町村の工業用水道施設の設置状況に応じて「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。	全国市町村施設数比率0.417	398
4	下水道法に基づく事務(下水道事業会計支出金)	概要	公共下水道の設置・管理、雨水の処理等を行う。		
		都	法令留保事務 下水道法第3条第1項により市の事務であるが、特別区の区域における公共下水道の設置・管理は、同法第42条第1項に基づき、都が行っている。	区域内経費全額	194,407
		区	同上	同上	194,407
5 - 市場・と場					
1	中央卸売市場会計支出金	概要	市場の業務を行う。		
		都	市場については、他県においてほとんどが市で行っている(人口20万人以上の市であれば中央卸売市場を開設することができる)。大都市地域における行政需要に対応するため都が統一的に行っている。	区域内経費全額	1,659
		区	供給圏が都内を超えて首都圏に及ぶ広域的な市場を除き、特別区の区域内への供給比率に応じて、一部を「大都市事務」とする。	広域市場を除く取扱金額比率0.222	544
2	と場会計繰出金	概要	と場の業務を行う。		
		都	と場を府県で設置しているのは、都を除けば岡山県と佐賀県だけであり、ほとんどの政令市において、と場を設置している。大都市地域における行政需要に対応するため都が統一的に行っている。	区域内経費全額	3,027
		区	広域的な市場である食肉市場と一体的なものであるので「府県事務」である。	—	—
6	市町村の建築主事の権限に属する事務のうち都が処理しているもの	概要	建築確認審査、工事中の現場検査、工事完了検査及び検査完了後の指導監督等を行う。		
		都	全国の県庁所在市等で実施されている事務である。特別区の区域においては、区域内の統一的な対応が必要であることから都が実施するものである。	区域内経費全額	327
		区	当該事務は、政令の指定又は都道府県との協議により建築主事を設置して初めて市の事務になるものであることから、「府県事務」である。	—	—
7 - 道路					
1	道路管理	概要	道路、橋梁、駐車場及び交通安全施設の建設、補修及び維持管理並びに都道の認定及び占用許可等を行う。		
		都	特別区の区域における都(知事)管理道路のうち、特例都道は起終点が区域内にあり、極度に集中する交通量の緩和を図っている。また、政令市であれば、道路管理者として都道府県道も含め政令市が行う事務である。	区域内経費全額(道路認定分除く)	28,035
		区	政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域において、都道府県道の管理は、法令上「府県事務」である。特別区の区域内の都(知事)管理道路のうち、特例都道(主要地方道を除く)については、起終点が23区内にあり、特別区の区域内交通を処理する役割を担っていることから当該道路の管理に係る分を「大都市事務」とする。主要地方道は、幹線道路網を構成するものであることから「府県事務」である。	区域内都(知事)管理道路に占める主要地方道を除く特例都道比率0.394	11,046

※「No.」欄は、「都が行う「大都市事務」について(都案・区案)」のNo.と同じ。

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方		按分の考え方	一般財源所要額
7-2	道路清掃	概要	特別区の区域における都(知事)管理道路の清掃を行う。		
		都	「道路管理」と同じ	区域内経費全額 (道路認定分除く)	2,935
		区	「道路管理」と同じ	「道路管理」と同じ	1,156
3	街路	概要	都市計画道路等の整備を行う。		
		都	「道路管理」と同じ	区域内経費全額	13,674
		区	「道路管理」と同じ	特例都道比率 首都高関連1/2 0.399	4,005
4	首都高速道路公団出資等	概要	首都高速道路公團に対して出資等を行う。		
		都	主として、特別区の区域の交通を充実する役割を担った道路整備事業である。大都市機能に資するために実施すべきまちづくり整備事業であり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。	区域内経費全額	3,087
		区	首都高速道路は、首都圏交通網の一環として整備されるものである一方、特別区の区域内交通を充実するものとしての役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	1,544
5	集中的な渋滞対策	概要	交通渋滞解消のため、渋滞の特に激しい交差点100箇所において、違法駐車対策や交差点の改良など、それぞれの特性に応じたハード・ソフト両面の渋滞対策を集中的に実施するものである。		
		都	「道路管理」と同じ	区域内経費全額 (警視庁分除く)	149
		区	広域的な交通の整備の一環であるとともに、特別区の区域内交通を充実するものとしての役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	75
6	違法駐車対策の推進	概要	違法駐車による渋滞が著しい主要幹線道路及び繁華街地域を対象に、総合的かつ重点的に違法駐車対策を取り組み、渋滞解消等を図る。		
		都	「道路管理」と同じ	区域内経費全額 (警視庁分除く)	183
		区	広域的な交通の整備の一環であるとともに、特別区の区域内交通を充実するものとしての役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	92
8 - 交通					
1	交通事業会計支出金等	概要	都営地下鉄、都営バス等の運行事業を行う。		
		都	公営の交通事業は長崎県のバス事業を除き、すべて市町村で経営されており、地域に密着した市町村の事務と位置づけられる。特別区の存する区域においては、住民の生活圏が区の区域を越えて形成されており、特別区の区域全体を対象とする事業の展開が求められることから、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	26,614
		区	都営地下鉄事業は、宮団地下鉄とともに首都圏交通網の一環としての機能と特別区の区域内交通の機能を併せ持つものとなっていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。その他(バス事業等)については、多摩地域に係る分を除き、「大都市事務」とする。	地下鉄は等分 バス事業等は全額	16,015
2	日暮里・舎人線整備事業	概要	特別区区域北東部の交通不便地域における公共交通網を充実させる。		
		都	区部北東部の交通の利便性を向上する事務であり、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	区域内経費全額	146
		区	首都圏交通網整備の一環として、多心型都市づくりの推進と地域の均衡ある発展に資する交通ネットワークを整備する観点から実施している事業である一方、特別区の区域内交通としての役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	18
3	地下高速鉄道建設助成	概要	地下高速鉄道の新線建設の促進と輸送力の増強等を図る。		
		都	「交通事業会計支出金等」と同じ	区域内経費全額	12,927
		区	宮団地下鉄の建設は首都圏交通網整備の一環として実施されている事業である一方、特別区の区域内交通を整備する役割も担っていることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	等分	2,988

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方		按分の考え方	一般財源所要額
9 - 都市整備					
1	都市開発資金会計繰出金等	<p>概要 道路、公園等都市整備用地の募集及び選定を行い、先行取得する。</p> <p>都 都市整備用地は、道路、公園用地等として購入するものであるので、これらの事業にかかる「大都市事務」の割合に応じたものとする。</p> <p>区 同上(但し、「大都市事務」の割合に対する考え方は異なる。)</p>	<p>道路:全額 公園:5大市比率 道路:街路と同じ 公園:全国市町村立比率</p>	1,175	504
2	都市防災施設整備事業	<p>概要 避難場所・避難道路の指定、防災生活圏の促進及び都市防災不燃化の促進等を行う。</p> <p>都 特別区の区域においては、市街地が連たんして形成されているため、その整備は、都が一体的、統一的に大都市地域におけるまちづくりを行う必要がある。</p> <p>区 不燃化促進事業等は、区が実施する事業に対して広域的な立場から都が補助する事務であることから「府県事務」である。避難場所等の見直しは、基本的に特別区の区域内を対象に災害時の避難体制を一体的に確保しようとするものであることから「大都市事務」とする。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>避難場所等の見直し分 補助金部分は府県事務</p>	505	55
3	住宅市街地総合整備事業	<p>概要 住宅の供給とその周辺施設との一体的な整備計画を策定し、推進する。</p> <p>都 大都市の均衡ある都市基盤整備を図るために施行者に対して支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区 区市町村が行う事業や、民間事業者等に対し、都全域にわたる広域的な観点から補助するものであることから、「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	10	—
4	土地区画整理事業助成	<p>概要 土地区画整理事業を行う組合等に対して、事業費の補助及び貸付を行う。</p> <p>都 特別区の区域においては、市街地が連たんして形成されているため、その整備は、都が一体的、統一的に大都市地域におけるまちづくりを行う必要がある。</p> <p>区 区市町村、土地区画整理組合等を対象に、都全域にわたる広域的な観点から補助するものであることから、「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	1,216	—
5	市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金	<p>概要 市街地再開発事業の施行地区内における公共施設管理者負担金を交付する。</p> <p>都 「道路管理」と同じ</p> <p>区 道路に関する公共施設管理者負担金のうち、特例都道(主要地方道を除く。)に係る部分を「大都市事務」とする。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	120	48
6 都市計画法に基づく開発行為に関する事務等					
①	都市計画法に基づく許可及び指導監察	<p>概要 開発行為に関する許可及び指導監察、市街化調整区域内における建築物の特例許可及び指導監察等を行う。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。また、事務処理特例により特別区が行う事務に関する法令解釈の指導等は、自治法上の技術的な助言にあたり、都道府県知事の権限に属する事務であることから、「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	30	
		<p>概要 宅地造成等規制法に基づき、「宅地造成工事規制区域」を指定し、当該区域内における宅地造成工事の許可及び当該許可に伴う工事完了検査等指導監察、規制に係る事務等を行う。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。また、事務処理特例により特別区が行う事務に関する法令解釈の指導等は、自治法上の技術的な助言にあたり、都道府県知事の権限に属する事務であることから、「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	20	
③	屋外広告物指導事務	<p>概要 屋外広告物法、東京都屋外広告物条例に基づき、現場審査、違反広告物の摘発、是正指導等を行う。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	30	—
		<p>概要 土地利用審査会の運営・連絡調整、公有地拡大推進法の施行に関する管理事務等を行う。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	<p>区域内経費全額</p> <p>—</p>	26	—

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
9-6	⑤ 土地取引の届出等の事務	<p>概要: 国土利用計画法に基づく、土地に関する権利の移転等の事前届出及び事後届出に関する事務を行う。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	43
	⑥ 遊休土地に関する事務	<p>概要: 国土利用計画法に基づく、遊休土地制度に関する対象未利用地の調査、遊休土地の認定、利用処分計画の審査等の事務を行う。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	7
	⑦ 土地取引規制実態統計処理システム保守管理業務等委託	<p>概要: 土地取引規制実態統計を行う。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務に付随する事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	9
	⑧ 土地取引状況調査	<p>概要: 国土利用計画法に基づく、土地に関する権利の移転等の事前届出及び事後届出に関する事務を行う。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務に付随する事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1
	⑨ 開発審査会の運営	<p>概要: 都市計画法第78条及び東京都開発審査会条例に基づき、東京都開発審査会の運営を行う。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	7
	⑩ 運輸事業振興助成交付金	<p>概要: 東京の交通問題の解決に資し、都民の利便性及び安全性の向上を図るため、公共交通機関としてのバス・トラック事業の整備改善を実施する事業者に対し、交付金を交付する。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	954
	⑪ 区部の都市計画道路の新事業化計画策定調査	<p>概要: 区部の都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、事業化計画の策定等を行う。</p> <p>都: 政令市であれば、都道府県道を含め市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	40
	⑫ 踏切対策基本調査	<p>概要: 踏切対策を促進させ、かつ区市町村のまちづくりを円滑に進めるための指針である「踏切対策基本方針」を策定する。</p> <p>都: 政令市であれば、都道府県道を含め市が処理する事務であり、特別区の区域のように、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	24
	⑬ 管理費等	<p>概要: 上記12事業に係る管理費等。</p> <p>都: 上記12事業に係る管理費等である。</p> <p>区: 「府県事務」とされる事務に係る管理費等である。</p>	区域内経費全額	12
7 都市再生緊急整備事業等				
	① 都市再生緊急整備事業	<p>概要: 「東京の新しい都市づくりビジョン」に描かれた都市づくりを具体化するため、地元自治体の意欲や発想を引き出し、民間活力による開発事業を早期に実現するための新たな制度として、都市再生緊急整備事業補助を実施する。</p> <p>都: 都市再生を図るために、区が行う民間への都市開発事業誘導に対して支援するものであり、都が一體的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。</p> <p>区: 区市町村が行う事業に対し、都全域にわたる広域的な観点から補助するものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	256

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
9	②区部周辺部 新たな公共交通の検討調査	<p>概要 地上系システムの導入可能性について検討し、区部周辺部の公共交通のあり方にについて検討調査を行う。</p> <p>この事業は、本来市の事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。</p> <p>都区連絡会により運営される事業であり、広域自治体として連絡調整に関する役割を果たすものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	20
	③アジア大都市ネットワーク21共同事業	<p>概要 アジア大都市ネットワーク21の共同事業として、公共交通機関総合計画の策定支援や地震に強いまちづくりに関する共同研究等を行う。</p> <p>国際交流事業は、府県においても実施しているが、大規模な市であれば市が行う事務である。諸外国において中心的役割を果たす都市との共同事業については、特別区の区域における経済、文化等の大都市としての一体性を図るために都が行っている事務である。</p> <p>国際交流事業は特別区においても実施しており、広範なテーマによる都の事業は一般的に市町村が処理する事務としてはふさわしくない規模であり、また、23区のみを対象としたものとは言えないことから、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	8
	④首都圏メガロポリスの圈域づくり	<p>概要 国及び9都県市（八都県市＋茨城県）の都市づくり担当部局を中心に構成する「首都圏都市づくり研究会」を通じ、首都圏の都市づくりにおいて広域的に連携して取り組むべき課題について調査、研究を行う。</p> <p>この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。</p> <p>都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	6
	⑤都市計画公園緑地の実態と緑資源動向調査	<p>概要 都市計画公園の見直しの一環として、都市計画公園緑地の実態と緑資源動向調査を実施する。</p> <p>地域に密着した事業であり、大規模な市においてもその地域の特性に応じて府県と市が分担して取り組んでおり、都は一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。</p> <p>緑地調査等は区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	5大公園面積比率0.780	20
	⑥総合都市交通体系調査	<p>概要 東京都市圏における交通手段や移動目的等人の交通行動及び物資の移動実態を把握し、交通特性の分析及び将来需要予測等を行うため、総合都市交通体系調査を実施する。</p> <p>この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。</p> <p>都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	27
	⑦外環及びその周辺まちづくりに関する調査	<p>概要 東京外かく環状道路の整備に向け手続きを進める中で、地元住民への計画の説明の場として、説明会などを7区市にわたり適宜開催するとともに、沿線の区市、国との調整を行う。</p> <p>この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。</p> <p>特別区の区域を超えて、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	12
	⑧管理費等	<p>概要 上記7事業に係る管理費等。</p> <p>上記7事業に係る管理費等である。</p> <p>「府県事務」とされる事務に係る管理費等である。</p>	上記7経費の大都市比率	4
8	都市改造	<p>概要 道路、公園、河川等の一体的な整備により宅地の合理的な利用を図る。</p> <p>特別区の存する区域内においては、市街地が連たんして形成されているため、その整備は統一的処理が必要であり、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。</p> <p>全国の自治体が実施している土地区画整理事業等は、市町村がその殆どを実施していることから「大都市事務」とする。</p>	区域内経費全額	10,255
9	代替地購入費等	<p>概要 公共事業に伴う代替地の取得、事業執行に伴う移転関係人に対する生活再建資金の貸付けなどを行う。</p> <p>建設局事業の全般に係る経費であり、その一部を「大都市事務」とする。</p> <p>当該購入費は、環状2号線の整備に係る経費である。環状2号線は、整備前の部分が一部特例都道となっているが、基本的には国土交通省と都が都市計画に基づき整備を進めることから、「府県事務」である。</p>	建設局事業の大都市事務割合	33,681

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
10 - 東京港				
1 東京港港湾施設建設管理	概要:	港湾施設及び港湾環境整備施設の整備及び維持管理を行う。 都: 大規模な市であれば行っている事務である。特別区の区域においては、複数の区にまたがること及び大都市全体の物流の円滑化の観点から都が統一的に対応している。 区: 全国の特定重要港湾については、都道府県が管理しているものと政令指定都市を含めて市が管理しているものがあることから、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	区域内経費全額 等分	5,540 2,770
2 東京港海岸保全	概要:	内部護岸の整備、外郭堤防の耐震補強及び海岸環境の整備等を行う。 都: 海岸法第5条第3項により港湾管理者の長が行うこととされている。港湾施設建設管理とともに、都が一体的、統一的に対応しているものである。 区: 海岸保全は、海岸法第5条第3項により港湾管理者の長が行うこととされていることから、「東京港港湾施設建設管理」の考え方と同様に、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	区域内経費全額 等分	1,495 748
3 東京港廃棄物処理場建設	概要:	廃棄物埋立護岸の建設等を行う。 都: 市町村は本来、一般廃棄物の収集・運搬・処理・処分までの責任を負い、その処分に係る経費を負担しなければならないことから、廃棄物処理場建設費のうち一般廃棄物に係る分を「大都市事務」とする。 区: 一般廃棄物に係る事務は基礎自治体である区の事務であり、広域自治体である都に最終処分を委託することから、都が行う事務は「府県事務」である。	区域内経費全額 —	5,575 —
11 - 河川				
1 河川	概要:	中小河川、高潮防御施設、スーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備・維持管理等を行う。 都: 一級河川の一部及び二級河川の整備・維持管理等について、政令市であれば法令等に基づき、市の事務として行うことができる事務である。 区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	区域内経費の —	6,607 —
2 河川清掃	概要:	特別区の区域における都(知事)管理河川の清掃を行う。 都: 「河川」と同じ 区: 「河川」と同じ	区域内経費の —	322 —
12 - 公園等				
1 公園	概要:	都立公園及び公園内の施設の整備・管理運営を行う。 都: 地域に密着した事業であり、大規模な市においてもその地域の特性に応じて府県と市が分担して取り組んでおり、都は一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。 区: 全国的な道府県と市町村の公園設置状況に応じて「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。	5大市公園面積比率0.780 全国市町村公園面積比率0.524	20,034 13,459
2 動物園	概要:	動物園の整備及び施設の維持管理を行う。 都: 他県においては公営の大部分が市営であり、園の設置運営は市の事務である。人口が高度に密集する特別区の区域においては、この程度の規模は必要であり、区部に適切に配置するため、統一的に対応するものである。 区: 都全域を対象とした広域的な大規模施設であることから「府県事務」である。特別区の区域内の施設のみを「大都市事務」とするのではなく、都内市町村区域の施設を「府県事務」としていることと整合性の問題が生じる。	区域内経費全額 —	1,701 —
3 靈園	概要:	靈園・葬儀所の整備及び施設の維持管理を行う。 都: 都を除くと全て市町村が実施している事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。 区: 都全域にわたる広域行政ではあるが、全国的にみると公園墓地の管理は基本的に市町村が行っていることから、区域内墓地に係る分については、「府県事務」と「大都市事務」双方が等分の役割を持つべきものと考えられる。	区域内経費全額 等分	△ 129 △ 65

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方		按分の考え方	一般財源所要額	
13 - 住宅						
1 住宅	概要 都 区	都営住宅等の建設及び管理(都営住宅等事業会計への繰出)等を行う。 地域に密着した事業であり、大規模な市においてもその地域の特性に応じて府県と市が分担して取り組んでおり、都は一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。	15大市公営住宅数比率0.769		16,407	
		全国的な府県と市町村の公営住宅の設置状況に応じて、「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。	全国市町村公営住宅数比率0.646		6,205	
2 既設都営住宅移管	概要 都 区	都営住宅の区市町村への移管に係る修繕・測量等を行う。 区に移管する住宅に係る経費であることから「大都市事務」とする。	区域内経費全額		270	
		引き渡し側の責任として行われる事務であることから、都が「府県財源」で対応すべき「府県事務」である。	—	—	—	
14 - 清掃						
1 特別区清掃事業臨時特例交付金	概要 都 区	平成12年4月の都区制度改革により、清掃事業が都から特別区に移管されたことに伴い、①都派遣職員及び都派遣再任用職員に係る職員費及び事業費人件費、②都派遣再雇用職員に係る報酬等経費、③都派遣職員、都派遣再任用職員及び都派遣再雇用職員に係る健康診断費、④当初想定が困難な経費について、実所要額が算定額を超える場合、都が該当する特別区及び清掃一部事務組合に交付する1号交付金と、東京都の清掃工場建設に伴い地元区が行う還元施設整備事業に対して交付する2号交付金である。 清掃事業の円滑な移管を確保するために行っている。	区域内経費全額	1,243		
		当該交付金は、都が大都市事務として執行する法令上の根拠に欠けるものであるが、清掃事業の円滑な移管を図るために経過措置的な性格を有するものであることから、特例的な対応期間中は「大都市事務」とする。	同上		1,243	
		—	—	—	—	
2 廃棄物処理(一般廃棄物)	概要 都 区	廃棄物の埋立処分、新海面処分場の施設整備等を行う。 一般廃棄物の収集・運搬・処理・処分は市町村が行う事務であり、廃棄物処理場建設とともに、都が統一的に対応するものである。	区域内経費全額		△ 83	
		一般廃棄物に係る事務は基礎自治体である区の事務であり、区の経費負担により広域自治体である都に最終処分を委託することから、都が行う事務は「府県事務」である。	—	—	—	
		—	—	—	—	
15 - 環境対策						
1 大気汚染対策						
① 総合企画及び総合調整等(自動車)	概要 都 区	自動車公害対策に関する総合企画、総合調整等を行う。 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	区域内経費の		168	
		—	—	—	—	
② 自動車交通量対策	概要 都 区	ロードプライシングの課題を検討するための基礎調査など、交通需要マネジメント(TM)施策を推進する。 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	区域内経費の		2	
		—	—	—	—	
③ 自動車単体対策の推進	概要 都 区	低公害車の普及促進のための事業者補助、粒子状物質減少装置の装着補助等を行う。 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	区域内経費の		3,063	
		—	—	—	—	
④ ディーゼル車対策融資あつせん	概要 都 区	ディーゼル車買替促進資金融資あつせん、自動車低公害化促進等資金に係る利子補助等を行う。 この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。	区域内経費の		404	
		—	—	—	—	

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
15.1	⑤自動車燃料対策の推進	<p>概要: 混合軽油対策の推進、低硫黄軽油の普及促進を行う。</p> <p>都: この事業は、大規模な市や府県が実施する事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事務である。</p> <p>区: 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費の 一	2
	⑥道路沿道環境対策	<p>概要: 環境改善対策が実施されている地点の効果検証、今後高濃度汚染が予想される交差点や幹線道路沿道の実態調査を行う。</p> <p>都: このような事業は、大規模な市であれば市が行うべき事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における需要に対応するため行っている。</p> <p>区: 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額 一	10
	⑦大気環境改善指導	<p>概要: 大気汚染防止法に基づく大気固定発生源の規制指導、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類規制指導(大気)等を行う。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法律上、都道府県知事の事務とされており、政令の指定があつてはじめて市の事務となるものであることから、当該特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額 一	22
	⑧大気環境監視対策	<p>概要: 大気監視システムの管理運営、ダイオキシン類監視(大気)、有害大気汚染物質モニタリング等を行う。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法律上、都道府県知事の事務とされており、政令の指定があつてはじめて市の事務となるものであることから、当該特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額 一	407
2	騒音振動対策	<p>概要: 騒音及び振動発生源の規制指導、環境監視測定等を行う。</p> <p>都: 地域に密着した事業であり本来的には市の事務である。この事業は特別区の区域において、都が一定の水準で規制するために、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区: 騒音・振動対策事業は区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は「府県事務」である。</p>	区域内経費全額 (航空機燃料譲与税充当事業を除く) 一	3
3	土壤・地下水汚染対策	<p>概要: ダイオキシン類汚染土壤対策、六価クロム対策、地下水汚染対策等を行う。</p> <p>都: このような事業は、大規模な市であれば市が行うべき事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における需要に対応するため行っている。</p> <p>区: 法律上、都道府県知事の事務とされており、政令の指定があつてはじめて市の事務となるものであることから、当該特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額 一	71
4	水環境対策の推進	<p>概要: 水質汚濁源の規制指導、地下水揚水規制、水質環境監視等を行う。</p> <p>都: このような事業は、大規模な市であれば市が行うべき事務である。特別区の区域においては、都が一体的、統一的に大都市地域における需要に対応するため行っている。</p> <p>区: 法律上、都道府県知事の事務とされており、政令の指定があつてはじめて市の事務となるものであることから、当該特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額 一	173
16	公衆浴場対策	<p>概要: 浴場の入浴料金と浴場経営の安定を図るために、下水道料金補助等を行う。</p> <p>都: 地域に密着した事業であり本来的には市の事務であり、特別区の区域における統一的処理により公衆衛生の水準の維持を図るものである。</p> <p>区: 現在都が行っている「下水道料金補助」は、都全域を対象として広域的な観点から実施されるものであることから「府県事務」である。</p>	区域内経費全額 一	207
17	国際交流 アジア大都市ネットワーク21	<p>概要: アジアの各大都市間との連携・協力強化により、国際社会におけるアジアの地位を高め、アジアの大都市同士が共通の課題に取組み、その成果を地域・市民・企業等へ還元し、アジア社会・経済の発展を図るものである。</p> <p>都: 国際交流事業は、府県においても実施しているが、大規模な市であれば市が行う事務である。諸外国において中心的役割を果たす都市との交流事業については、特別区の区域における経済、文化等の大都市としての一体性を図るために都が行っている事務である。</p> <p>区: 国際交流事業は特別区においても実施しており、広範なテーマによる都の事業は一般的に市町村が処理する事務としてはふさわしくない規模であり、また、23区のみを対象としたものとは言えないことから、「府県事務」である。</p>	区域内経費の 一	100

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
18 - 産業対策				
1	国際展示場の運営	<p>概要</p> <p>産業のグローバル化に対応する振興策の一環として、国際水準の規模と機能を持つ国際展示場を運営する。</p> <p>都</p> <p>特別区の区域は政令市を上回る産業の集積がある大都市地域であり、国際都市としての機能も担っている。このような事業は、大都市の国際化に対応するために必要とされる事務であり、大規模な市や府県において実施している。特別区の区域においては、区域内にこの程度の規模の施設が必要であるため、都が設置している。</p> <p>区</p> <p>都全域を対象とした広域施設であり、国際的な規模と機能を備えた大規模な総合的コンペション施設であることから「府県事務」である。</p>	区域内経費の	1,706
2	地域中小企業振興センターの運営等	<p>概要</p> <p>地域産業の総合的な支援拠点として、振興センターを設置し、相談・経営診断・情報サービス・交流事業等を実施する。</p> <p>都</p> <p>このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区</p> <p>地域産業の振興事業は区も行っており、都全域を視野に入れた広域的・専門・技術的な事務を実施する都のセンターの運営等は「府県事務」である。</p>	区域内経費の	316
3	創業支援機能の運営(ファンション関連、情報関連拠点の設置支援)	<p>概要</p> <p>都部における創業支援拠点(インキュベータオフィス、スマートオフィス等)の設置支援を行う。</p> <p>都</p> <p>このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。この事業は、産業の拠点設置支援のために必要とされる事務であり、その規模等から特別区の区域においては、各1施設程度(ファンション関連産業拠点、情報関連拠点)が適切であるので、都が設置している。</p> <p>区</p> <p>都全域を対象として設定された地域別の産業育成計画に基づいて、広域的な立場から支援する事業であることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	237
4	その他の中小企業対策			
①	創業支援センターの運営	<p>概要</p> <p>インキュベータオフィスを提供し、創業・ベンチャー企業の支援を行う。</p> <p>都</p> <p>このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区</p> <p>中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	13
②	経営安定支援	<p>概要</p> <p>繊維産業・皮革産業の活性化策として、展示会への補助等を行う。</p> <p>都</p> <p>このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区</p> <p>中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	19
③	販路開拓支援	<p>概要</p> <p>海外市場販路拡大の支援、製品展示施設の提供、産業交流展の開催等を行う。</p> <p>都</p> <p>このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区</p> <p>中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	129
④	ネットワークづくり支援(产学研連携)	<p>概要</p> <p>产学研の交流・連携を推進する。</p> <p>都</p> <p>このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、产学研構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区</p> <p>中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	22
⑤	技術支援	<p>概要</p> <p>中小企業等が行う新製品・新技术への補助、技術情報の提供、知的財産活用への支援等を行う。</p> <p>都</p> <p>このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、产学研構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区</p> <p>中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	226
⑥	創業支援(学生起業家の育成、創業支援)	<p>概要</p> <p>学生起業家の育成及び創業支援を行う。</p> <p>都</p> <p>このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、产学研構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区</p> <p>中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	5

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
18 4	⑦ 地域工業の活性化	<p>概要: 都内主要工業集積地域における事業活動の支援、再開発地区における共同利用工場の管理等を行う。</p> <p>都: このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区: 中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	6
	⑧ 地域商業の活性化	<p>概要: 次代の商店街を担う若手商人の経営能力の向上、商店街リーダーの育成等を行う。</p> <p>都: このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区: 商店街振興対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	16
	⑨ 総合支援事業(情報提供ネットワーク等)	<p>概要: 中小企業者に対する提供情報の充実、インターネットによる情報提供、中小企業振興公社の管理運営を行う。</p> <p>都: このような事業は、大規模な市や府県が行う事務である。特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区: 中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	516
	⑩ 企業支援(制度融資)	<p>概要: 制度融資の実施、東京都信用保証協会の指導等を行う。</p> <p>都: 小企業金融支援策については、府県においても行っているが、大規模な市であれば独自に信用保証協会を設立するなど、通常の市よりも充実した施策を実施している。中小企業が高度に集中する特別区の区域においては、産業構造、経済状況に見合った規模・内容で都が一定の水準を確保するために、統一的に対応している。</p> <p>区: 中小企業対策は、区においても実施しており、都全域を視野に入れて都が実施する広域的な事業は、「府県事務」である。</p>	区域内経費の	6,779
19	計量検定所	<p>概要: 計量器の検定、基準器の検査、大型ばかりの出張検定等を行う。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	96
20	文化振興施設の運営等			
1	江戸東京博物館	<p>概要: 江戸東京博物館の運営等を行う。</p> <p>都: 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区: 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。</p>	区域内経費の	665
2	写真美術館	<p>概要: 写真美術館の運営等を行う。</p> <p>都: 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区: 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。</p>	区域内経費の	318
3	現代美術館	<p>概要: 現代美術館の運営等を行う。</p> <p>都: 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区: 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。</p>	区域内経費の	466

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方		按分の考え方	一般財源所要額
20	4 東京文化会館	<p>概要 東京文化会館の運営等を行う。</p> <p>都 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。また、当該施設は、国際級のホールを持つ大規模施設として設置されたものである。</p>		区域内経費の	299
	5 東京芸術劇場	<p>概要 東京芸術劇場の運営等を行う。</p> <p>都 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。また、当該施設は、国際級のホールを持つ大規模施設として設置されたものである。</p>		区域内経費の	440
	6 日比谷図書館	<p>概要 日比谷図書館の運営等を行う。</p> <p>都 文化振興事業は住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区 文化振興施設は区においても設置しており、専門的、国際的役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。</p>		区域内経費の	97
21	東京国際フォーラムの運営等	<p>概要 大都市東京の総合的文化情報機能を担う東京国際フォーラムの運営等を行う。</p> <p>都 このような事業は、府県においても行っているが、大規模な市であれば市の事務である。特別区の区域は、首都機能及び国際都市の機能を持つ大都市であり、大規模な国際会議場などの施設が必要であることから、都が設置している。</p> <p>区 都全域を対象として、総合的な文化活動、情報交流及び国際交流の拠点となる広域的な大規模施設であることから「府県事務」である。</p>		区域内経費の	787
22 - スポーツ振興施設の運営等					
	1 東京体育館	<p>概要 東京体育館の運営等を行う。</p> <p>都 スポーツの普及振興事業は、住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区 スポーツ振興施設は区においても設置しており、全都総合スポーツ施設としての役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。</p>		区域内経費の	265
	2 駒沢公園総合運動場	<p>概要 駒沢公園総合運動場の運営等を行う。</p> <p>都 スポーツの普及振興事業は、住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区 スポーツ振興施設は区においても設置しており、全都総合スポーツ施設としての役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。</p>		区域内経費の	276
	3 東京武道館	<p>概要 東京武道館の運営等を行う。</p> <p>都 スポーツの普及振興事業は、住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区 スポーツ振興施設は区においても設置しており、全都総合スポーツ施設としての役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。また、当該施設は、国際的な大会等をも視野に入れた大規模施設である。</p>		区域内経費の	174
	4 辰巳国際水泳場	<p>概要 辰巳国際水泳場の運営等を行う。</p> <p>都 スポーツの普及振興事業は、住民に身近な事業であり、基本的に市の事務であるが、このような大規模施設は広域の自治体である府県や、大規模な市において設置している。人口が高度に集中する特別区の区域においては府県事務と大都市事務の双方の役割を果たすため、都が一体的に設置したものである。</p> <p>区 スポーツ振興施設は区においても設置しており、全都総合スポーツ施設としての役割を持った広域的な大規模施設である都の施設の運営等は「府県事務」である。また、当該施設は、国際的な大会等をも視野に入れた大規模施設である。</p>		区域内経費の	255

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方		按分の考え方	一般財源所要額
22	5 財團事務局	<p>概要:(財)東京都生涯学習文化財團事務局に施設利用受付システムの運用等を委託する。</p> <p>都:上記施設の運営等に係る管理事務費等である。</p> <p>区:「府県事務」に係る管理事務費等である。</p>	区域内経費の		71
23 -	学校				
1	大学の運営等	<p>概要:都立大学、科学技術大学、保健科学大学、短期大学の運営等を行う。</p> <p>都:大規模な市においては実施している事務であり、全国的にも多数の市立大学が設置されている。特別区の区域においては、人口が高度に集中する大都市地域における行政需要に対応するため、都が一体的、統一的に行っており、一部を大都市事務とする。</p> <p>区:都全域を対象とした広域施設であり、また、高度、専門性を要する教育施設であるため「府県事務」である。</p>	5大市市立大学 学生数比率0.775	6,730	
2	高等学校の運営等	<p>概要:高等学校の施設整備、管理運営、教職員の指導奨励等を行う。</p> <p>都:政令で定める基準に該当する市町村ならば実施している事務であり、全国的にも多数の市立高校が設置されている。特別区の区域においては、人口が高度に集中する大都市地域における行政需要に対応するため、都が一体的、統一的に行っており、一部を大都市事務とする。</p> <p>区:法律上、都道府県は公立高等学校の配置、規模の適正化に努めるものとされ、全国的にみても公立学校のうちの殆どが道府県立であることから「府県事務」である。</p>	5大市市立高校 生徒数比率0.297	31,124	
3	工業高等専門学校の運営等	<p>概要:工業高等専門学校の管理運営等を行う。</p> <p>都:高等専門学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人であれば設置することができる施設であり、他の自治体においては、大阪府、札幌市及び神戸市で設置している。人口が高度に集中する特別区の存する区域においては、この程度の規模は必要であるため、都が設置している。</p> <p>区:都全域を対象とした広域施設であり、また、高度、専門性を要する教育施設であるため「府県事務」である。</p>	区域内経費の		903
4	教育指導奨励(小中学校)	<p>概要:小中学校教職員の研修等を行う。</p> <p>都:政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区:法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額		639
5	看護専門学校の管理運営	<p>概要:都内における看護従事者の確保を目的に看護師を養成する。都立看護専門学校(10校)の運営。うち特別区の区域内には6校設置している。</p> <p>都:大都市地域における医療従事者需要の確保を図るために一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。</p> <p>区:全国的な道府県と市町村の公営病院の設置状況に応じて「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。</p>	区域内経費全額		2,310
24	私学助成				
	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	<p>概要:私立幼稚園等に在籍する児童の保護者の負担軽減を図る。</p> <p>都:住民に身近な事務であり、基本的には市の事務である。大都市として一定水準を確保するため、都が一体的、統一的に対応するものである。</p> <p>区:市町村が行う事業に対し、都全域にわたる広域的な観点から補助するものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額		2,857
25 -	消防				
1	消防組織法及び消防法に基づく事務	<p>概要:火災における消火・救助、その組織づくり、危険物の規制及び防火・防災意識の啓発等を行う。</p> <p>都:法令留保事務</p> <p>区:消防組織法第16条及び第17条に基づき、特別区の区域においては都が行っている。</p> <p>同上</p>	区域内経費全額 (危険物取扱者関係経費等を除く)	169,814	
2	消防学校	<p>概要:消防職員及び消防団員への教育訓練機関の運営を行う。</p> <p>都:政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区:法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額		1,142

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
27 - 社会福祉事業に対する助成				
1 東京都社会福祉事業団に対する補助	概要 都 区	主に都立福祉施設の受託経営等を行っている、社会福祉法人東京都社会福祉事業団に対する補助を行う。 現在区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。	区域内経費全額	410
2 民間社会福祉施設設備改善整備費補助	概要 都 区	民間社会福祉施設の施設・設備改善整備に要する費用の一部を補助することにより、利用者の処遇の充実及び地域交流の促進を図ることを目的とする。 社会福祉法人等が福祉施設利用者の処遇の充実及び地域交流の促進を図ることを支援する目的で、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。	区域内経費全額	24
3 東京都社会福祉総合学院に対する整備費補助	概要 都 区	複雑・高度化する様々な福祉ニーズに的確に対応できる専門性と実践性を備えた人材を養成するために社会福祉事業団が設置運営する東京都社会福祉総合学院に対し補助する。 福祉人材の養成は基本的に事業者責任であるが、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。 都全域を対象として、広域的な観点から福祉人材の養成を図るものであることから、「府県事務」である。	区域内経費全額	124
4 社会福祉・医療事業団借入金利息補助	概要 都 区	社会福祉・医療事業団(現・福祉医療機構)から施設整備等に要する資金を借り受けた社会福祉施設を設置運営する社会福祉法人等に対して利子を補助する。 大都市部については地価の高さなどを背景に社会福祉法人等が社会福祉施設を整備するには、財政的に他の地域に比べて困難性が高い。本事業は、地域的偏在を解消し、計画的に整備を進めていくために、都が一体的、統一的に行っている。 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。	区域内経費全額	1,199
28 - 生活保護事業等				
1 行旅病人・行旅死亡人取扱費都負担金	概要 都 区	行旅病人及び行旅死亡人に対する援護を行う。 入院治療に必要な費用弁償又は火葬に要する費用弁償 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	区域内経費全額	70
2 生活保護費都負担金	概要 都 区	都負担金が発生するケース 生活保護法第73条により、居住地がないか、又は明らかでない被保護者(住所不定者)などの保護の場合 費用負担:国3/4 都1/4 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。	区域内経費全額	13,403
29 - 山谷対策・路上生活者対策等				
1 山谷対策	概要 都 区	山谷対策本部の設置、城北貯蓄組合の運営、越年越冬対策事業、財團法人城北労働・福祉センターの運営、山谷地域道路特別清掃事業補助等を行う。 山谷地区の労働者や生活困窮者等に対する総合対策である。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。 区においても対応している事務であり、都が行う事務は「府県事務」である。	区域内経費全額	997
2 城北福祉センター健康相談室運営費	概要 都 区	山谷地域の日雇労働者に対して、内科、外科、精神科及び結核専門診療を中心とした応急診療を実施し、山谷地域の住民の健康促進を図る。 地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するため、都が統一的に対応するものである。 区においても対応している事務であり、都が行う事務は「府県事務」である。	区域内経費全額	160

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
26 -	地域福祉の推進			
1	福祉情報提供事業	<p>概要: 福祉に関する情報を、多様な媒体を活用して総合的に提供するとともに、福祉に携わる人材に対して、知識・技術の普及・啓発を行う。</p> <p>都: 福祉人材の養成は基本的に事業者責任であるが、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	101
2	福祉情報総合ネットワーク	<p>概要: 利用者自らの主体的なサービス選択や、事業者のサービス向上を図るため、サービス内容の情報や、事業者情報、サービス評価情報、苦情対応の情報などをインターネット等により提供する。</p> <p>都: 利用者自らが必要な福祉サービスを安心して「選択」できるしくみを構築することにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	64
3	福祉サービス第三者評価システム	<p>概要: 福祉サービス第三者評価システムの普及・定着を図るとともに、多様な評価機関の認証や評価者の養成等を行うことにより、利用者の選択やサービス提供事業者の質の向上を図る。</p> <p>都: 利用者が福祉サービスを安心して「選択」できるようにサービス提供事業者の質の向上を図ることにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるようするものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	123
4	社会福祉法人経営改革推進事業	<p>概要: 社会福祉法人をはじめとする福祉サービス提供主体に対し、自己改革を通して自立的な経営基盤の強化を促し、質の高いサービスの提供に向けた支援を行う。</p> <p>都: 福祉サービス提供主体の経営基盤の強化を促し、質の高いサービスの提供に向けた支援を行うことにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	12
5	福祉NPO等運営強化支援事業	<p>概要: 福祉活動を行うNPO等の民間団体の運営基盤の強化を図り、これらの団体が福祉サービス供給主体として安定的な運営を確保できるよう、団体運営のノウハウ提供、人材確保のための支援を行う。</p> <p>都: NPO等の民間団体の運営基盤の強化を図ることにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	12
6	民生(児童)委員の活動等	<p>概要: 地域社会の中で社会福祉関係について援助を必要とする人の把握、相談、援助、助言に当たる一方、福祉事務所、児童相談所など関係行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進を図る。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	838
7	地域福祉振興事業補助	<p>概要: 地域の非営利の民間団体が実施する先駆的・開拓的・実験的在宅福祉サービスに対し助成することにより、多様化・普遍化する地域の福祉ニーズに対応する在宅福祉事業を育成し、地域福祉の振興を図る。</p> <p>都: 地域福祉の基盤整備を図ることにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	302

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方		按分の考え方	一般財源所要額
29	3 路上生活者対策等	概要	緊急一時保護センターの運営・整備、自立支援センターの運営、自立訓練ホーム事業、巡回相談センター、要保護者等に対する応急援護事業費補助、更生施設利用者等自立生活援助事業費補助、緊急保護(入院)事業などを行う。	区域内経費全額	693
		都	大都市部において社会問題となっている路上生活者に対する総合的な対策である。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であるが、大都市地域全体として一定水準を確保し、統一的に対応する必要があることから都が行っている。		
		区	都区共同事業であり、基礎自治体である区と広域自治体である都が、それぞれの役割のもとに共同するものであることから、都の経費負担は、「府県財源」により対応すべき「府県事務」である。また、都の単独事業分は、区市町村等が行う事業に対し、都全域にわたる広域的観点から補助するものであるから、「府県事務」である。		
30	福祉のまちづくり リフト付タクシー等整備事業	概要	高齢者や障害者をはじめ、だれでも利用しやすいリフト付タクシーを整備することにより、移動手段の充実及び多様化を図り、民営タクシー事業者における同タクシーの導入を誘導・普及を促す。	区域内経費全額	22
		都	地域福祉の基盤整備を図ることにより、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に積極的に応えることができるよう支援するものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。		
		区	都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。		
31 - 保護施設の運営・整備等					
1	被保護者世帯に対する都加算	概要	生活保護世帯に対する見舞金支給(夏・冬の計2回支給) 生活保護法に規定する救護施設、更生施設及び宿所提供的施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。	区域内経費全額	1,679
		都	(見舞金支給)地域に密着した本来市の行う事務であり、生活保護世帯に対する一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。 (民間社会福祉施設サービス推進費補助)民間施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。		
		区	(見舞金支給)都全域にわたり公的支援の統一的な水準を確保する観点から、区市町村が実施する生活保護事業に加算するものであることから、「府県事務」である。 (施設サービス推進補助)都全域にわたり広域的に実施されるものであることから、「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。		
2	保護施設の整備助成	概要	生活保護施設整備費の都補助分	区域内経費全額	125
		都	政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
32 - ケア・リビングの推進					
1	シルバービアの整備	概要	住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者向けに配慮した集合住宅に、安否確認や緊急時対応等を行いうーグー(管理人)又はLSA(生活援助員)を配置し、必要に応じてサービスを提供する在宅介護支援センター等と連携する。	区域内経費全額	166
		都	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、大都市部における地価の高さを反映した住宅困難高齢者の増加を背景に、都単独事業としてスタートしたものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。また、国制度分は政令市等が処理する事務である。		
		区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
2	痴呆性高齢者グループホーム整備	概要	少数の痴呆性高齢者が家庭的な環境で専門的スタッフによる支援を受けながら共同生活を行う痴呆性高齢者グループホームの整備費補助	区域内経費全額	265
		都	政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		
3	ケアハウス整備費補助	概要	自炊が出来ない程度の身体機能の低下が認められ、又は独立して生活するには不安があり、かつ家族による援助を受けることが困難な高齢者に、日常生活上必要な便宜を供与するケアハウスの整備費補助	区域内経費全額	361
		都	政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。		
		区	国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。		

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
33 - 地域における日常生活の支援				
1	介護予防・地域支え合い事業	<p>以下の保健福祉サービスに対する支援</p> <p>概要: ①在宅の高齢者が出来る限り寝たきりなどの要介護状態になったり、状態がさらに悪化しないようにするために行う事業②自立した生活を確保するために行う事業③生きがいや健康づくりのために行う事業</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	955
2	介護サービス適正実施指導事業	<p>以下の事業に対する補助</p> <p>概要: 介護相談員派遣等事業、ケアプラン指導研修事業、サービス事業者振興事業、福祉用具・住宅改修研修事業、離島等サービス確保対策事業、福祉用具・住宅改修地域利用促進事業</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	36
3	高齢者緊急通報システムの整備	<p>病弱なひとり暮らし等の高齢者が、家庭内で病気などの緊急事態に陥った場合、専用通報機を用いて東京消防庁等に通報することができる、緊急通報システムの整備に対する補助を行う。</p> <p>都: ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加していることなどを背景に、都単独事業としてスタートしたものであり、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている事業である。また、国制度分は政令市等が処理する大都市特例のある事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	141
4	高齢者火災安全システム事業	<p>ひとり暮らしや高齢者のみの世帯において、家庭での火災による緊急事態に備えて、火災警報器等を設置するとともに、緊急時に火災警報を専用通報機を用いて東京消防庁に自動通報できるようにする。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	20
5	痴呆介護研修事業	<p>介護実務者に適切な介護技術や知識を取得させるため、「痴呆介護実務者研修」を実施するとともに、指導的職員を、高齢者痴呆介護研究センターで実施される「痴呆介護指導者養成研修」へ派遣する。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	9
34 - 高齢者のための相談等				
1	在宅介護支援センター事業補助	<p>在宅の要援護高齢者等が身近な所で気軽に専門家に相談できることとともに、区市町村の窓口に行かなくとも、必要な保健・医療・福祉サービスが受けられるように調整するなど、介護等の支援を行う、在宅介護支援センター事業への補助</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	324
2	高齢者安心電話事業	<p>高齢者及びその家族等の抱える保健、福祉、生活、人間関係等高齢者に係る各種の相談に応じることにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図る。</p> <p>都: 高齢者の各種相談に一体的かつ迅速に対応する体制を整える必要があることから、都単独事業としてスタートしたものであり、地域に密着した本来市の行う事務であるが、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのではなく、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	27

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
35 - 高齢者の生きがいと社会参加				
1	老人クラブ運営費補助	<p>概要 老人クラブへの助成、区市町村老人クラブ連合会への助成</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	51
2	シルバーパスの交付	<p>概要 シルバーパスを発行し、これを利用することにより一般乗合旅客自動車等に乗車できるようにする事業を行う団体として指定した団体(指定団体)に対し、事業の実施に必要な支援を行う。</p> <p>都 高齢者の社会参加と高齢者福祉の向上を図ることを目的として、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、高齢者の社会参加促進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応するものである。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	8,729
36 - 老人福祉施設等の運営・整備				
1	軽費老人ホーム運営費補助	<p>概要 低所得階層に属する高齢者(60歳以上)であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者が低額な料金で利用できる施設である軽費老人ホームの、生活費を含む1人当たり運営費のうち、本人負担額を除いた分について補助する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	324
2	老人ホーム建設費補助	<p>概要 区市町村、社会福祉法人に対し、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型)や、「在宅複合型の整備について」(平成6年9月14日付老計発第120号)に規定する在宅複合型施設の整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	2,926
3	老人デイサービスセンター等整備費補助	<p>概要 老人デイサービスセンター(小規模・痴呆含む)、在宅介護支援センター運営事業実施要綱(平成3年1月25日付福高福第430号)に規定する在宅介護支援センター及び余裕教室を活用した社会福祉施設への改善整備の促進について(平成11年3月24日付社援第709号)に規定する余裕教室活用促進のための整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	439
4	介護老人保健施設整備費補助	<p>概要 寝たきりの高齢者などに、リハビリテーション、看護などの医療ケアと日常生活上のサービスを併せて提供し、高齢者の自立支援、家庭への復帰をめざす「介護老人保健施設」を整備する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	3,972
5	特別養護老人ホーム経営支援事業	<p>概要 特別養護老人ホームが、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの向上など、新しい時代の都民の要望に応えられる施設となるよう、その運営費等に要する経費の一部を補助することにより、経過的支援を行う。</p> <p>都 本事業は、介護保険制度に円滑に移行し、新しい時代の福祉ニーズに積極的に応え、施設が自立して経営ができるよう支援事業を行うものであり、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っている。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,954

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
36	6 民間社会福祉施設サービス推進費補助(老人福祉施設)	<p>概要: 老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(A型及びB型に限る)を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p>都: 民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	1,253
7	老人ホームの運営	<p>概要: 都立養護老人ホーム、都立ナーシングホーム(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の運営</p> <p>都: 現在区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。</p> <p>区: 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,972
8	老人保護費都負担金	<p>概要: 老人福祉法第24条第1項第2号により、区市町村が行う第11条第1項第1号及び第3号並びに同条第2項に規定する老人ホームへ入所措置した者のうち、居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	952
37	- 児童等の環境づくり			
1	1 子育てひろば事業補助	<p>概要: 区市町村が身近な地域での子育て家庭の支援を行うため、0~3歳の孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う事業に対する補助</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	40
2	2 子ども家庭在宅サービス事業補助	<p>概要: 区市町村が「子ども家庭支援センター」をはじめ関係機関と連携しながら実施する、ショートステイ事業、トワイライトステイ等、子どもと家庭支援のための事業に対する補助</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	30
3	3 母子福祉貸付資金繰出金	<p>概要: 母子福祉貸付資金会計への一般会計からの繰出</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	744
38	- 保育事業			
1	1 保育所運営費都負担金	<p>概要: 児童福祉法の規定による保育所での保育の実施にかかる運営費負担金</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	10,115
2	2 保育所地域活動事業	<p>概要: 世代間交流等事業、地域の子育て家庭への育児講座等、地域の特性に応じた保育活動を行っていると認めた保育所に対する補助</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	72

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
38	3 延長保育対策	<p>概要 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴う延長保育の需要に対応するため、自主的に延長保育を行う保育所に、運営費の一部を補助する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	250
4	民間社会福祉施設サービス推進費補助(保育所)	<p>概要 児童福祉法に規定する保育所を運営する民間保育所設置者に対して、人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p>都 民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	5,881
5	保育室等運営費の補助	<p>概要 以下の事業に対する補助</p> <p>①保育室運営事業 ②家庭福祉員事業 ③家庭的保育支援事業</p> <p>都 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、保護者の就労状況の多様化により、延長保育や零歳児保育等の、いわゆる都市型保育ニーズが増大していることから、都が一体的、統一的に対応するため行っている。また、家庭福祉員事業等は政令市等が処理する大都市特例のある事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,212
39 -	児童福祉施設等の運営・整備			
1	地区児童館等活動事業費補助	<p>概要 公立民営、民立民営の地区児童館の活動事業に対し、その事業の一部を補助する。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	21
2	児童相談所の運営・整備	<p>概要 都立児童相談所の運営及び施設整備</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法律上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	3,797
3	児童養護施設の運営・整備	<p>概要 都立児童養護施設の運営及び施設整備</p> <p>都 現在区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。</p> <p>区 都全域を対象とした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	2,682
4	保育所整備費補助	<p>概要 区市町村、社会福祉法人に対し、保育所の整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	193
5	児童厚生施設整備費補助	<p>概要 区市町村、社会福祉法人に対し、児童館の整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	50
6	母子生活支援施設整備費補助	<p>概要 区市町村、社会福祉法人に対し、母子生活支援施設の整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	25

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
39	7児童養護施設整備費補助	<p>概要：区市町村、社会福祉法人に対し、児童養護施設の整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>都：政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区：法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	96
8	母子の保護委託	<p>概要：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立を促進するために、その生活を支援する母子生活支援施設の運営費負担金</p> <p>都：児童福祉法に規定する母子生活支援施設を運営する民間社会福祉法人等に対し人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p>（民間社会福祉施設サービス推進費補助）民間施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区：国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p> <p>（民間社会福祉施設サービス推進費補助）都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのではなく、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	482
9	児童の保護委託	<p>概要：保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養育をする児童を入所させ、これを養育し、あわせてその自立を支援する児童養護施設の運営費負担金</p> <p>都：児童福祉法に規定する児童養護施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p>（民間社会福祉施設サービス推進費補助）民間施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区：国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p> <p>（民間社会福祉施設サービス推進費補助）都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのではなく、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	6,862
40	- 障害者のための相談事業等			
1	1身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動	<p>概要：①身体障害者の地域活動の推進、身体障害者の更生援護に関する相談・指導、身体障害者の更生援護につき関係機関に対する協力、身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動など</p> <p>②知的障害者の家庭における養育及び生活などに関する相談・指導・助言、知的障害者の施設入所・就学・就職などに関する関係機関への連絡、知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動など</p> <p>都：政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区：法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	21
2	2知的障害児等相談支援事業	<p>概要：在宅の知的障害児の療養等に関する相談・支援を行うなど、障害児の地域での生活を支援するため、障害者施設の機能を活用して以下の事業を行う。</p> <p>都：在宅支援訪問療育等指導事業、在宅支援外来療育等指導事業、地域生活支援事業、施設支援一般指導事業</p> <p>区：障害児の地域での生活を支援することを目的として、都単独事業として実施しているものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、障害者福祉の増進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。</p> <p>区：都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのではなく、都内市町村区域で「府県事務」として実施されることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	17

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
41 - 障害者への医療等の給付				
1	更生医療の給付	<p>概要 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者であって、身体障害者更生相談所(心身障害者センター)の判定等に基づき、各区市町村が医療の給付を必要と認めたものに対して医療を給付する。(居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置)</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	3
2	進行性筋萎縮症者療養等給付事業	<p>概要 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の進行性筋萎縮症者であって、その治療等に特に長時間を要するものに対して、療養あわせて必要な訓練等を行う。(居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置)</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	20
42 - 障害者の就労の促進				
1	盲人ホーム運営費補助	<p>概要 盲人ホームを運営する社会福祉法人に対し、その経費の一部を補助する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	6
2	知的障害者福祉工場の運営費補助	<p>概要 福祉工場を運営する社会福祉法人に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	18
3	区市町村障害者就労支援事業	<p>概要 障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、就労支援と生活支援を一体的に提供する区市町村障害者就労支援事業に対して補助を行う。</p> <p>都 本事業は身近な地域において、就労面の支援と生活面の支援を一体的に提供する支援事業を推進するものであり、都が一体的、統一的に大都市地域における行政需要に対応するため行っているものである。(一部、政令市等が実施する事務も含まれている)。</p> <p>区 区市町村が行う事業に対し、都全域にわたる広域的な観点から補助するものであることから、「府県事務」である。また、国制度分については、政令指定都市等の特例があるが、当該特例が適用されない特別区の区域においては都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	107
43 - 障害者福祉サービスの充実				
1	全身性障害者介護人派遣事業補助	<p>概要 全身にわたる障害のため独立して日常生活を営むのに支障のある全身性障害者に対し、介護人を派遣して、日常生活の便宜を供与する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,470
2	心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業補助	<p>概要 心身障害のため独立して日常生活を営むのに支障のある心身障害者(児)の家庭等に対し、ヘルパーを派遣して日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,464
3	在宅身体障害者ショートステイ事業	<p>概要 在宅の身体障害者を介護している家族等が疾病等の理由により介護できない場合に一時的に施設に保護する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	20

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
43 4	身体障害者ディサービス事業補助	<p>概要: 身体障害者の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるように、通所により創造的活動、機能訓練等の各種のサービスを提供する。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	174
5	身体障害者福祉ホーム運営費補助事業	<p>概要: 身体上の障害のため、家庭生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する居室等を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与するために設置された「福祉ホーム」を経営する社会福祉法人等に対し、その運営費を補助する。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	7
6	身体障害者自立支援事業	<p>概要: 日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループによる介助サービス(身辺介助、家事介助)を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援する。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	3
7	知的障害者ディサービス事業補助	<p>概要: 地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化的活動、機能訓練等を行う。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	68
8	知的障害者生活寮	<p>概要: 就労又は通所授産施設等を利用して在宅の知的障害者の地域社会における自立生活を助長するため、これらの者に生活の場を提供し、日常生活における援助等を行う。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	185
9	重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業	<p>概要: 在宅の重度の心身障害者(児)に対し、浴槽等の日常生活用具を給付する。(居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置)</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	74
10	心身障害者(児)緊急保護事業	<p>概要: 在宅の心身障害者(児)の援護対策の一環として、保護者又は家庭の疾病等により家庭における介護が困難となった心身障害者(児)を緊急に一時保護する。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	250
11	重度身体障害者等緊急通報システム事業補助	<p>概要: ひとり暮らし等在宅の重度身体障害者及び難病患者の生活の安全を確保するため緊急通報システムを整備する。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	5
12	身体障害者(児)補装具の給付	<p>概要: 補装具を給付することにより、身体障害者(児)の障害部位を補い、又はその代替をして、必要な身体活動機能を獲得させる。(居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置)</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	6

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
43	児童ディサービス事業	<p>概要 心身に障害のある児童に対し通園の方法により指導を行う。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	44
14	小規模通所授産施設運営費補助	<p>概要 雇用されることが困難な在宅の障害者に対し、授産指導を行う。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	191
15	重度知的障害者生活寮事業	<p>概要 重度の知的障害者の地域社会における自立生活を助長するため、これらの者に生活の場を提供し、日常生活における援助等を行う。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	29
16	盲ろう通訳・介助人派遣事業	<p>概要 都内在住の盲ろう者に対し、その要請に応じて通訳者を派遣する。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	12
17	自閉症・発達障害支援センター事業	<p>概要 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、自閉症等に関する各般の問題について自閉症児(者)等及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、自閉症児(者)等に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	9
18	手話通訳者派遣・養成事業	<p>概要 聴覚障害者が健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する。また、手話に関する知識と経験を有する者に対し、手話等の指導を行うことにより手話通訳者及び手話指導者を養成する。</p> <p>都 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	29
19	在宅重症心身障害児対策	<p>① 訪問事業</p> <p>概要 在宅重症心身障害児対策の一環として、重症心身障害児の看護に習熟した看護師等が家庭を訪問し、日常生活上の看護等を実施することにより、当該児の健康保持と安定した家庭療育を確保する。</p> <p>都 特別区の区域において極めて高い重症心身障害児(者)の需要に対し、保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務であり、一定水準を確保するために統一的に対応する必要がある。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p> <p>② 通所委託</p> <p>概要 重症心身障害児(者)をできるだけ長い期間、家族とともに地域社会の中で生活していくよう、通所施設に保護者の下から通わせて必要な療育を図る。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 特別区の区域において極めて高い重症心身障害児(者)の需要に対し、保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務であり、一定水準を確保するために統一的に対応する必要がある。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	137 289

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
43-19	③地域療養等支援事業	<p>概要: 在宅の心身障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>都: 特別区の区域において極めて高い重症心身障害児(者)の需要に対し、保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務であり、一定水準を確保するために統一的に対応する必要がある。</p> <p>都: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	17
44 -	障害者の生活環境の改善			
1	点字図書館運営費補助	<p>概要: 視覚障害者の求めに応じて、無料又は低額な料金で点字刊行物等を閲覧させる。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>都: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	109
2	身体障害者用自動車改造費助成事業	<p>概要: 身体障害者が自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成する。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>都: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	6
3	障害者休養ホーム事業	<p>概要: 障害者(児)及びその家族の健康の増進、レクリエーション等のための施設を設定し、宿泊料の一部を助成する。</p> <p>都: 本事業は、障害者の社会参加をより一層促進するための事業であり、地域に密着した本来市の行う事務である。障害者の社会参加促進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。</p> <p>都: 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのではなく、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	106
4	聴覚障害者情報提供施設運営費補助	<p>概要: 聴覚障害者に対して、無料又は低額な料金で聴覚障害者用録画物、その他聴覚障害者が利用する物を製作し、又はこれらの利用に供する施設の運営費助成</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>都: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	18
5	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	<p>概要: 在宅の重度身体障害者(児)に対し、その者の居住する家屋の住宅設備の改善に要する費用を給付する。</p> <p>都: 事業種別: 小規模改修、中規模改修、屋内移動設備</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>都: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	30
45 -	心身障害者(児)施設の運営・整備			
1	障害者施設の運営等(心身障害者福祉センター)	<p>概要: 心身障害者(児)に関する各種の相談に応ずるほか、社会適応のための処遇指針等を総合的に判断し、これに基づき適切な指導及び援護を行う施設である、心身障害者福祉センターの運営</p> <p>都: 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど統一的に対応するものである。また、更生相談所については政令市が処理できる事務である。</p> <p>都: 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。また、当該施設は、法律上、「府県事務」である更生相談所の機能を中心としたものである。</p>	区域内経費全額	981
2	障害者施設の運営等(障害者福祉社会館)	<p>概要: 障害者及び関係者の社会活動の促進のため、集会の便宜を図り、相談及び資料の提供等の情報の普及を図る施設である、障害者福祉社会館の運営</p> <p>都: 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>都: 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	38

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
45 3	障害者施設の運営等(障害者スポーツセンター)	<p>概要 スポーツ施設及び集会室等を障害者の利用に供するとともに各種講座等の事業を実施する施設である、障害者スポーツセンターの運営</p> <p>都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	493
4	障害者施設の運営等(身体障害者福祉工場)	<p>概要 都立身体障害者福祉工場の運営</p> <p>都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	220
5	心身障害者(児)施設等の整備助成	<p>概要 区市町村、社会福祉法人に対し、身体障害者福祉施設、心身障害児福祉施設及び知的障害者援護施設等の整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>都 政令市等が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,222
6	障害者施設の運営等(身体障害者施設の運営及び管理委託)	<p>概要 都立身体障害者授産施設、都立身体障害者更生施設、都立身体障害者療護施設、都立身体障害者通所授産施設の運営</p> <p>都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	2,502
7	障害者施設の運営等(知的障害者(児)施設の運営及び管理委託)	<p>概要 都立知的障害者援護施設、都立心身障害児福祉施設の運営</p> <p>都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	8,571
8	障害者施設の運営等(知的障害者通勤寮の運営及び管理委託)	<p>概要 都立知的障害者通勤寮の運営</p> <p>都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	239
9	心身障害者施設用地取得費貸付等事業	<p>概要 社会福祉法人が施設建設の目的で都内に用地取得するための経費を、貸付する。</p> <p>都 心身障害者(児)施設の整備については、大都市部における地価の高さなどを背景とした地域的偏在を解消し、計画的に整備を進めていく必要があり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	355
10	心身障害者(児)施設の各所整備	<p>概要 都立の心身障害者(児)施設の施設整備</p> <p>都 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区 都全域を対象にして、広域的な観点から運営される施設を整備するものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	290

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
45.11	肢体不自由児施設等の運営	<p>概要: 都立の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営</p> <p>都: 現在、区市町村や法人等が積極的に福祉施設の整備を図ってきていることから、本事業は、地域に密着した本來市の行う事務であり、人口が高度に集中する大都市地域の極めて高い福祉需要に対し一定水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区: 都全域を対象にした施設であり、広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	837
46 -	心身障害者(児)の保護委託			
1	身体障害者の保護委託	<p>概要: 身体障害者福祉法第37条第1項第2号により、区市町村が行う第35条第2号及び同条第2号の2に規定する身体障害者福祉施設へ入所措置した者のうち、居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置</p> <p>都: 児童福祉法に規定する児童養護施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>都: (民間社会福祉施設サービス推進費補助) 民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p> <p>区: (民間社会福祉施設サービス推進費補助) 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのではなく、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	819
2	知的障害者の保護委託	<p>概要: 知的障害者福祉法第25条第1項第2号により、区市町村が行う第22条第1号の3及び同条第2号に規定する知的障害者福祉施設へ入所措置した者のうち、居住地がないか、又は明らかでない者(住所不定者)にかかる措置</p> <p>都: 児童福祉法に規定する児童養護施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p>都: 政令市等が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>都: (民間社会福祉施設サービス推進費補助) 民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p> <p>区: (民間社会福祉施設サービス推進費補助) 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのではなく、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	4,523
3	心身障害児の保護委託	<p>概要: 知的障害児施設等の心身障害者施設への入所措置に関する費用</p> <p>都: 児童福祉法に規定する児童養護施設を運営する民間社会福祉施設における人件費、管理費及び事業費を補助する。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>都: (民間社会福祉施設サービス推進費補助) 民間社会福祉施設の自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、大都市部における高い福祉ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図るものであり、都が一体的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p> <p>区: (民間社会福祉施設サービス推進費補助) 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのではなく、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	1,901
4	肢体不自由児等の保護委託	<p>概要: 児童の保護委託(民間の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設への入所委託)</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。また、特別区の区域における高い児童の保護措置の需要に対し、一定水準を確保するために統一的に対応する必要がある。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,661

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
47 - 手当・医療費助成				
1	重度手当の支給	<p>概要 心身に重度の障害を有し常時複雑な介護を必要とする在宅の障害者(児)に対し手当を支給する。</p> <p>都 本事業は、在宅における障害者及び家族の精神的・経済的負担の軽減を図ることなどを目的として、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、障害者の地域福祉の増進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	4,591
2	老人医療費助成	<p>概要 都内に住む昭和11年6月30日までに生まれた者(H16.7~:昭和12年6月30日までに生まれた者)であって、国民健康保険の被保険者又は社会保険の被扶養者である者に対して、医療保険の自己負担分から老人保健法で規定する一部負担金等に相当する額を控除した額を助成する。</p> <p>都 本事業は、高齢者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、高齢者福祉の増進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	13,074
3	心身障害者医療費助成	<p>概要 心身障害者に対し医療費の一部を助成する。</p> <p>都 本事業は、心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、都単独事業としてスタートしたものである。本事業は、地域に密着した本来市の行う事務であり、障害者福祉の増進を図っていくために一定水準の公的支援をするなど統一的に対応する必要がある。</p> <p>区 都全域にわたり広域的に実施されるものであることから「府県事務」である。特別区の区域のみを「大都市事務」とするのでは、都内市町村区域で「府県事務」として実施されていることとの整合性の問題が生じる。</p>	区域内経費全額	9,829
48 - 病院等				
1	病院会計支出金(都立病院の運営)	<p>概要 救急医療、難病医療等を担う都立病院を設置、運営する。</p> <p>都 病院は、全国的に多数の市で通常行っている事務である。なお、都においては、区立病院は設置されていない。都立病院は高度・専門医療と通常の医療機能を併せ持っております、特別区の区域においては、医療水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区 都立病院は、高度医療・専門医療に重点をおいて整備されているものであるが、通常の医療機能も果たしていることから、全国的な道府県と市町村の公営病院の設置状況に応じて「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。</p>	5大市病床数比率0.631	16,757
2	地域病院の運営	<p>概要 地域に不足している医療を提供するとともに、地域の医療機関と有機的な連携のもと、主として二次医療を中心とした短期急性疾患を対象とする地域中核病院として、地域全体の医療体制の向上を目指す。(東部地域病院)</p> <p>都 病院は、全国的に多数の市で通常行っている事務である。なお、都においては、区立病院は設置されていない。都立病院は高度・専門医療と通常の医療機能を併せ持っております、特別区の区域においては、医療水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区 「病院」の考え方と同様に「府県事務」と「大都市事務」が役割を持つべきものと考えられる。</p>	全国市町村病床数比率0.695	18,457
3	リハビリテーション病院の運営	<p>概要 都におけるリハビリテーション医療の中核的施設として、高度診療機能を備え、身体に障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育・研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。</p> <p>都 病院は、全国的に多数の市で通常行っている事務である。なお、都においては、区立病院は設置されていない。都立病院は高度・専門医療と通常の医療機能を併せ持っております、特別区の区域においては、医療水準を確保するなど、都が統一的に対応するものである。</p> <p>区 リハビリテーション病院は、一般病院では対応困難な患者に対して高度・専門医療等を行うことを目的とし、都全域を対象に広域的な観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。</p>	5大市病床数比率0.631	348
4	老人医療センターの運営	<p>概要 主として65歳以上の都民等を対象に、一般的医療機関では対応困難な高度・専門医療を行い、併せて高齢者医療に対する知識の普及啓発を図る。</p> <p>都 本センターは高齢者を対象とした専門的な医療と通常の医療や、健康管理も担当していることから、「病院」と同じ考え方方に立つものである。</p> <p>区 老人医療センターは、一般病院では対応困難な患者に対して、高度・専門医療等を行うことを目的として区部と多摩地域に各々設置されているものであることから、「府県事務」である。</p>	5大市病床数比率0.631	2,095

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
49 - 地域保健				
1 保健所設置市又はその市長の事務のうち都が処理しているもの				
	① 食品衛生法 関係	<p>概要: 市場内に流通する鮮魚介類、加工品、青果物等の安全確保を目的として、違反食品や不良食品の製造・流通を防止するため、監視指導・検査を実施する。</p> <p>都: 特別区の事務等に関する経過措置に関し、政令で定めるものについて、当分の間、都が処理するものである。</p> <p>区: 保健所は、都道府県、政令指定都市、中核市その他政令で定める市又は特別区が設置するとされており、一般的に市町村が処理する事務ではないことから、都が政令により留保する事務は「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	73
	② 狂犬病予防 法関係	<p>概要: 未登録犬、未注射犬や鑑札・注射済票をつけていない犬を捕獲・収容するほか、飼い主が逸走させた犬や放し飼いの犬についての捕獲・収容を行っている。</p> <p>都: 特別区の事務等に関する経過措置に関し、政令で定めるものについて、当分の間、都が処理するものである。</p> <p>区: 保健所は、都道府県、政令指定都市、中核市その他政令で定める市又は特別区が設置するとされており、一般的に市町村が処理する事務ではないことから、都が政令により留保する事務は「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	82
	③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係	<p>概要: 特定建築物に対する監視指導(立入検査等)を実施</p> <p>都: 特別区の事務等に関する経過措置に関し、政令で定めるものについて、当分の間、都が処理するものである。</p> <p>区: 保健所は、都道府県、政令指定都市、中核市その他政令で定める市又は特別区が設置するとされており、一般的に市町村が処理する事務ではないことから、都が政令により留保する事務は「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	16
2 小児疾病等医療費公費負担				
	① 育成医療、療養給付	<p>概要: 育成医療は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給する。</p> <p>都: 療育給付は、骨關節結核その他の結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うとともに、学習用品の給付を行う。</p> <p>区: 地方分権一括法に基づき、法令委議事務として一部が区の事務となっているが、医療費については都が負担している。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	67
	② 小児慢性疾患医療費公費負担	<p>概要: 都内に住所を有する18歳未満の児童で、悪性新生物や慢性腎疾患等の対象疾患に罹患し入院又は通院(ぜんそくを除く)を必要とするもの(20歳未満まで延長可)に対する医療費助成。</p> <p>都: 保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務である。これらの事務は一定の給付水準を確保するために統一的に対応しているものである。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	854
	3 母子保健指導事業	<p>概要: 知的障害等を早期発見するために新生児に対し、先天性代謝異常検査を行う。また、小児がんの早期発見のため、神経芽細胞腫検査を行う。</p> <p>都: 保健所等との連携のもと、身近な地域で取り組むべき事務であるが、これらの事業は一定水準を確保するために統一的に対応する必要がある。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 国制度上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	234
	4 公害保健対策 (大気汚染医療費助成)	<p>概要: 大気汚染の影響を受けたと推定される疾病に罹患した者(18歳未満)に対し、医療費を助成する。(慢性気管支炎、気管支ぜん息等)</p> <p>都: 大都市特有の課題であり、特別区の区域における事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気の汚染の影響による健康障害者に対し、一定のサービス水準を確保するなど統一的に対応する必要がある。</p> <p>区: 都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,229

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額
49	5 健康安全研究センター	<p>概要: 健康安全研究センター(旧衛生研究所)の管理運営、各種試験検査、調査研究、技術研修、放射能測定調査等及び食品・医薬品に関する監視指導等を実施</p> <p>都: 府県においても設置しているが、ほとんどの政令市において設置されており、大都市においては市の事務である。特別区の区域において求められる高い検査技術や食品の監視機能などの需要に対し、行政が主体的に取り組むべき事務であり、都が一體的、統一的に対応するため行っている。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費の	1,306
50 - 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務				
1	精神障害者の地域生活支援	<p>概要: 精神障害者の社会復帰の支援のため、生活の場や作業の場を確保し、生活指導、社会適応訓練を行うことにより、社会的自立を図る。</p> <p>都: 精神障害者の社会復帰活動の支援等は大都市地域の高い行政需要に対し取り組むべき市の事務であり、一定水準を確保するために都が統一的に対応する必要がある。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	2,567
2	措置入院等	<p>概要: 医療又は保護のため、自傷他害のおそれのある精神障害者を入院措置する。</p> <p>都: 精神障害者の救急医療の需要に対し取り組むべき市の事務であり、一定水準を確保するために都が統一的に対応する必要がある。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	4,489
3	精神保健福祉センター管理運営	<p>概要: 精神保健福祉に関する中核的施設として、地域の関係諸機関との連携のもと、精神障害の予防から社会復帰に至る活動を進める。(普及啓発、相談・訪問等を実施)</p> <p>都: 精神障害者の社会復帰活動の支援等は大都市地域の高い行政需要に対し取り組むべき市の事務であり、一定水準を確保するために都が統一的に対応する必要がある。また、政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	1,017
51	墓地・埋葬等に関する法律に関する事務 人骨等処理	<p>概要: 住所氏名等が明らかで、かつ引取者のない死体(旧福祉局所管は住所氏名等が明らかないもの)又は、放置されて引取者の判明しない人骨、焼骨について埋葬、火葬を取扱った区市町村に対してその費用を負担する。</p> <p>都: 政令市が処理する事務であり、特別区の区域のように都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。</p> <p>区: 法令上、都道府県が行う事務であり、政令指定都市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。</p>	区域内経費全額	2
52	特別区事務処理 特例交付金	<p>概要: 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を特別区が処理することとすることに伴い、必要な財源を交付するものである。</p> <p>都: 事務処理特例交付金として交付しているもののうち、政令市等であれば法令等の定めにより行るべき事務または専ら行っている事務については、都市としての諸機能、規模能力等において他の都市と異なる実体を有する地域においては市の事務である。 ※特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条第7項、第13項、第31項、第42項、第78項及び第79項に定める事務。</p> <p>区: 事務処理特例は、都道府県の事務を区市町村が特例的に処理し、その経費を都道府県の財源で措置する制度である。政令指定都市等は法令により当該事務を処理しているが、当該法令が適用されない特別区の区域においては事務処理特例で行っているのであるから、都の交付金は「府県財源」で対応すべき「府県事務」である。</p>	政令市及び保健所設置市の事務	2,569
53	公債費会計繰出金	<p>概要: 一般会計の都債の元金の償還、利子の支払い等を行う。</p> <p>都: 各事業における考え方に基づき、公債費を按分</p> <p>区: 同上</p>	各事業の考え方による	257,656
54	用地会計繰出金	<p>概要: 道路、公園、河川等の用地を先行取得する。</p> <p>都: 各事業における考え方に基づき、用地費を按分</p> <p>区: 同上</p>	各事業の考え方による	16,531
			各事業の考え方による	5,911

No.	事業名	事業概要及び都区の考え方	按分の考え方	一般財源所要額	
55	退職手当	概要 職員の退職手当			
		都 大都市事務に係る人件費の割合に応じて退職手当を按分	大都市事務に係る人件費割合	26,487	
		区 同上	大都市事務に係る人件費割合	16,298	
56	人事関係の管理事務	概要 人事、給与、組織管理、共済事務、研修等の人事関係の管理事務を行う。			
		都 大都市事務に係る人件費の割合に応じて人事関係管理事務費を按分	大都市事務に係る人件費割合	8,577	
		区 同上	大都市事務に係る人件費割合	3,615	
57	その他管理事務	概要 計画、調査、広報広聴、経理、出納、議会等、都政全体に係る管理事務を行う。			
		都 大都市事務に係る事業費の割合に応じてその他管理事務費を按分	大都市事務に係る事業費割合	34,703	
		区 同上	大都市事務に係る事業費割合	17,686	
合 計		都 ※ 大都市事務に係る事業費の割合に応じて財調基金充当分を控除(22,407百万円)		1,196,350	
		区		680,245	